明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○夕張市財政再生計画の変更の内容及び協議の結果を公表する件（総務三九六）　一
○放送法施行規則第百六十一条第五項において準用する同条第一項の規定により指定再放送事業者の指定の変更を行った件（同三九七）　八
○放送法施行規則第百六十五条第三項の規定により指定再放送事業者が指定の効力を失った件（同三九八）　八
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　一〇
特殊法人等
平成二十七事業年度財務諸表（独立行政法人北方領土問題対策協会・独立行政法人国立青少年教育振興機構）、独立行政法人都市再生機構、料金の額及び徴収期間の変更（東日本高速道路株式会社・中日本高速道路株式会社）、厚生年金基金解散・清算人、企業年金基金設立・変更関係　一七
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係　四二
会社その他
会社決算公告　四三
会社決算公告　四四

告示

○総務省告示第三百九十六号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号。以下「健全化法」という。）第十五条の規定に基づき、健全化法第九条第三項において準用する同条第二項の規定により夕張市から報告を受けた財政再生計画の内容及び健全化法第十条第六項の規定による協議の結果を次のとおり公表する。

平成二十八年十月二十七日

総務大臣　山本　早苗